

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 精神障がい者虐待通報対応事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3313)

E-mail : c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 500 千円 (前年度予算額： 0 千円)

＜財源内訳＞

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	500	248	0	0	0	0	0	0	252
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

令和6年度に施行された改正精神保健福祉法では、精神科病院における業務従事者から精神障がい者への虐待について都道府県・政令市への通報が義務化となった。そのため県では、通報があった場合には、必要に応じて立入調査を行うほか、外部専門家の意見聴取などを経て、虐待認定及び必要な指導等を行っている。

併せて、虐待防止を図るために、精神科病院の業務管理者等に研修会を行う。

(2) 事業内容

- ・虐待通報を踏まえた精神科病院への立ち入り調査
- ・虐待事実の認定に向けた外部専門家への意見聴取
- ・虐待防止に向けた精神科病院関係者向けの研修会の開催

(3) 県負担・補助率の考え方
国庫補助金（地域生活支援事業）を活用。補助率1/2

(4) 類似事業の有無
無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	218	謝金
旅費	194	費用弁償
消耗品	36	事務用品
会議費	4	会議・研修会のお茶
役務費	48	通信運搬費
合計	500	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ
精神科病院の指導・監督は、都道府県・政令市が行うこととなっている。

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

改正精神保健福祉法に基づく、精神科病院における精神障がい者への虐待通報について必要な事務を行う。

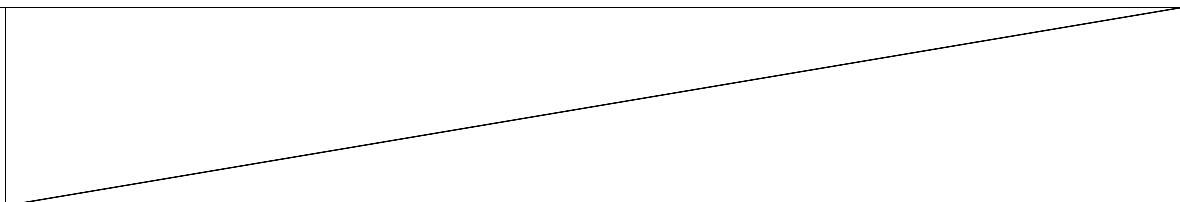
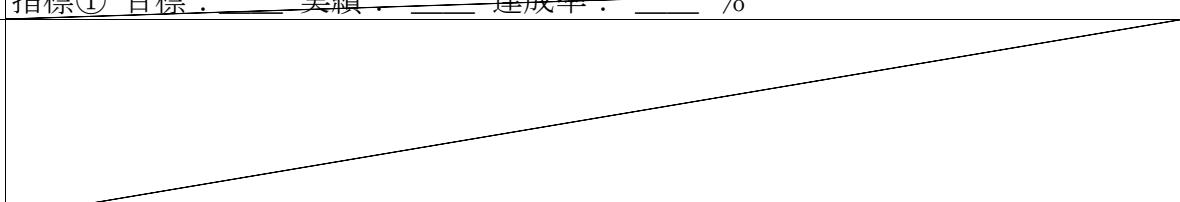
(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

精神保健福祉法に基づく精神障がい者への虐待防止のための事業であり、目標値を設定することになじまない。

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和5年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和6年度	虐待通報に基づき、必要に応じて立入調査を行ったほか、外部専門家からの意見聴取を踏まえ、事案に対する虐待認定／不認定及び必要な指導を実施した。 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって障がい者虐待の防止を図ることが極めて重要であるため必要。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない
(評価)	

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価)	
------	--

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

引き続き、障がい者の虐待防止のために継続していく。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

引き続き、障がい者の虐待防止のために継続実施。

併せて発生防止を図るために病院管理者等に対して研修会を開催する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	